

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【公表番号】特表2010-509595(P2010-509595A)

【公表日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2009-536456(P2009-536456)

【国際特許分類】

G 01 J 3/52 (2006.01)

G 09 F 5/04 (2006.01)

【F I】

G 01 J 3/52

G 09 F 5/04 G

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品上のコーティングの色と合わせるためのツールであって、以下：

(a) 複数の色票を含む基材であって、各色票は、見掛け上の角度特性を示すコーティングを含み、該複数の色票は、該基材上に異なる色処方物の非色彩性配置で提供される基材；および

(b) 各色票の少なくとも一辺に直接隣接して配置される窓であって、隣接する該色票の一辺の少なくとも50%の長さを有する窓、  
を含み、

該見掛け上の角度特性を示すコーティングが金属の印象を与える顔料および／または干渉顔料を含む、

ツール。

【請求項2】

前記金属の印象を与える顔料がアルミニウム、亜鉛、銅、真鍮、鉛、青銅、および／または、ステンレス鋼を含む、請求項1に記載のツール。

【請求項3】

前記各色票が正方形または長方形の形状である、請求項1に記載のツール。

【請求項4】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも75%の長さを有する、請求項1に記載のツール。

【請求項5】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも90%の長さを有する、請求項4に記載のツール。

【請求項6】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも100%の長さを有する、請求項5に記載のツール。

【請求項7】

請求項1に記載の基材上に置かれた該複数の色票を含むページを1ページ以上含む、ペイ

ントチップ掲載本。

【請求項 8】

前記基材が灰色の紙である、請求項 7 に記載のペイントチップ掲載本。

【請求項 9】

物品上のコーティングの色と合わせるための方法であって、該方法は、以下：

( a ) 該物品の表面に対してカラーツールを置く工程であって、該カラーツールは以下：

( i ) 複数の色票を含む基材であって、各色票は、見掛け上の角度特性を示すコーティングを含み、該複数の色票は、該基材上に異なる色処方物の非色彩性配置で提供される、基材；および

( i i ) 各色票の少なくとも一辺に直接隣接して配置される窓を含み、ここで、該窓は、隣接する該色票の一辺の少なくとも 50 % の長さを有し；ならびに

( b ) 該窓を通して複数の視角で該物品の色を観察する工程、を包含し、

該見掛け上の角度特性を示すコーティングが金属の印象を与える顔料および／または干渉顔料を含む、方法。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の方法であって、

( c ) 前記物品の色と最も良く合う色票を識別する工程をさらに包含する、方法。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の方法であって、

( d ) 選択された色票に一致するコーティング処方物を識別する工程をさらに包含する、

方法。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の方法であって、

( e ) 前記物品に前記識別されたコーティング処方物を塗布する工程をさらに包含する、

方法。

【請求項 13】

前記金属の印象を与える顔料がアルミニウム、亜鉛、銅、真鍮、鉛、青銅、および／または、ステンレス鋼を含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 14】

前記色票が正方形または長方形の形状である、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 15】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも 75 % の長さを有する、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 16】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも 90 % の長さを有する、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

前記窓が、隣接する前記色票の一辺の少なくとも 100 % の長さを有する、請求項 16 に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

他の点において、本発明は、1ページ以上からなるペイントチップ掲載本に関しており、ここで、そのページは複数のカラーツールを含む。上記カラーツールは、以下：(a) 見掛け上の角度特性を示すコーティングから構成される色票；および(b) 色票の少なくとも一辺に直接隣接して配置される窓であって、色票に隣接する一辺の少なくとも50%の長さを有する窓、を含む。

#### 【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0011】

また、本発明は、物品（例えば、修理中の乗物）上のコーティングの色と合わせるための方法に関する。この方法は以下：(a) 物品の表面に対してカラーツールを置く工程であって、このカラーツールは以下(i)(ii)を含む工程：(i) 見掛け上の角度特性を示すコーティングを含む色票；および(ii) 色票の少なくとも一辺に直接隣接して配置される窓であって、この窓は、色票に隣接する一辺の少なくとも50%の長さを有する；ならびに(b) 上記窓を通して複数の視角で物品の色を観察する工程、を包含する。

#### 【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0013】

【図1】図1aおよび図1bは、先行技術の特定のカラーツールを示す。

【図2】図2は、本発明の特定の実施形態に従う複数のカラーツールを示す。

#### 【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0022】

ここで図2が参照され、そこに、本発明の特定の実施形態に一致する複数のカラーツールを含むペイントチップ掲載本のあるページが示されている。本明細書中で使用される場合、「ペイントチップ掲載本」という用語は、複数のカラーツールを含むシート状の紙または他の材料の集合体を指し、ここで、シートが一緒に束ねられ一冊の本となる。特定の実施形態において、「ペイントチップ掲載本」は色相環ではない。

#### 【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0024】

さらに図2を参考にしながら、図2に示されるペイントチップ掲載本のページは、基材50上に置かれた複数の色票20を含むことが分かる。基材50は、本のページを形成する任意の適切な材料（例えば、紙、プラスチックなど）を含み得る；しかし、最も使用される基材はある種の紙である。さらに、紙の色は所望される任意の色（例えば、白）であり得る。しかし、特定の実施形態において、基材50は、図2に示されるように灰色であ

る。本明細書中で使用される場合、「灰色」という用語は、黒と白の中間の中間無彩色 (neutral achromatic color)、すなわち、無色相色 (hueless color) を指す。実際に、本発明の色票の本のページに対して灰色の基材の使用することで、白色基材上に与えられた色票に比べて、灰色基材上の色票に対しての方がヒトの目がより良く較正することが可能になることが発見されてきた。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

上で示されたように、本発明はまた、物品、例えば乗物（例えば、修理中の乗物を含む）上のコーティングの色と合わせるための方法に関する。これらの方はは、以下：(a) 物品の表面に対して、上記の型のカラーツールを置く工程；および(b) 窓を通して複数の視角で物品の色を観察する工程、を包含する。これらの方はにおいて、上記のように物品の色を観察した後、使用者は次いで、物品の色に対して最も良く合う色票を識別することが可能となる。使用者は次いで、選択した色票に一致するコーティング処方物を識別し得、再仕上げする工程の一部としてコーティング処方物を物品へ塗布し得る。本明細書中で使用される場合、「再仕上げする」という用語は、表面を改装する動作、修復する動作、もしくは、修理する動作、または、物品の仕上げ、すなわち、自動車修理の場合には、例えば、表面の調整、または、そのような修理に関連する物品の仕上げを指す。